

## 議案第一号

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十三年二月二十三日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例（平成十四年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を「副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（説明）

幼稚園教育職員の職の見直しに伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。